

2020年4月

お客様各位

福島県商工信用組合

### 預金規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、2020年4月1日の「民法改正」を踏まえ、下記のとおり預金規定を改定いたしますのでお知らせいたします。なお、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

#### 1. 「2020年4月1日の民法改正」に伴う改定

##### 【主な改定の内容】

- ① 「預金者の後見人等の後見等の開始の際の届出に関する条項」の追加  
成年後見人等ご本人について、補助・補佐・後見開始となった場合に届出を求める文言を追加しました。
- ② 「各規定変更時の周知方法」の追加  
規定を変更する場合のお客様への周知方法について追加しました。

#### 「普通預金規定」抜粋

##### 14. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) (以下省略)

##### 16. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※以下の規定において同様の改定を行います。(各預金規定により異なります。)

##### 【対象となる預金規定】

- ・普通預金規定・総合口座取引規定・納税準備預金規定・通知預金規定・貯蓄預金Ⅰ型、Ⅱ型規定・定期預金共通規定・定期積金規定・当座勘定規定

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

- ③ 「定期預金規定等における中途解約制限条項」に関する規定  
定期預金の中途解約に関する制限について明確化しました。

「定期預金共通規定」(抜粋)

4. (預金の解約、書換継続)

- (1) この預金は、当組合がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。  
(2) (以下省略)

「自由金利型定期預金 (M 型) 規定 (スーパー定期)」(抜粋)

3. (利息)

- (1)~(2) (省略)

- (3) この預金を定期預金共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 3 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利息の合計額)と期日前解約利息との差額を清算します。

(以下、省略)

※以下の規定において同様の改定を行います。(各預金規定により異なります。)

【対象となる預金規定】

- ・自由金利型定期預金 (M 型) 規定 (スーパー定期)・自由金利型定期預金規定 (大口定期)・  
複利貯蓄定期預金規定・期日指定定期預金規定・年期定期預金規定

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

2.適用開始日

令和 2 年 4 月 1 日